

アレルギー疾患対策に係る関係法令 の動向について

国におけるアレルギー疾患等に対する施策に関するこれまでの取り組み

昭和47年 (1972)	小児ぜんそく治療研究事業を実施 (昭和49年度より小児慢性特定疾患治療研究事業において医療費助成を開始。)
平成4年 (1992)	<ul style="list-style-type: none">・アレルギー疾患についての総合的な研究事業を開始し、病因及び病態の解明、治療法等の研究の推進。・免疫アレルギー疾患の診療に関するガイドライン等を随時作成及び改訂し、医療関係者に対する適切な診断・治療方法の普及啓発を実施。
平成17年 (2005)	<ul style="list-style-type: none">・今後のアレルギー対策を総合的・体系的に実施するため「アレルギー疾患対策の方向性等」を策定し、都道府県等関係団体に通知。
平成18年 (2006)	<ul style="list-style-type: none">・リウマチ・アレルギー特別対策事業を開始。 目標：喘息死の減少。リウマチ及びアレルギー系疾患の新規患者数の減少。 方法：都道府県を通じて、医療機関、保健所、市町村等の地域医療連携を推進。
平成23年 (2011)	<ul style="list-style-type: none">・厚生科学審議会疾病対策部会リウマチ・アレルギー対策委員会において報告書のとりまとめ・「アレルギー疾患対策の方向性等」の見直しを行い、都道府県等関係団体に通知。
平成26年 (2014)	<ul style="list-style-type: none">・「アレルギー疾患対策基本法」成立・公布（6月）
平成27年 (2015)	<ul style="list-style-type: none">・「アレルギー疾患対策基本法」施行（12月）
平成29年 (2017)	<ul style="list-style-type: none">・「アレルギー対策の推進に関する基本的な指針」告示（3月）・「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」報告書（7月）・「都道府県におけるアレルギー疾患対策の医療提供体制の整備について」（7月）

アレルギー疾患対策基本法（平成27年12月25日施行）

対象疾患：気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、花粉症
アレルギー性結膜炎、食物アレルギー、等

※上記6疾患以外は必要に応じて政令で定めるとされているが、他の疾患は定められていない。

基本理念

1. 総合的な施策の実施により生活環境の改善を図ること。
2. 居住地域にかかわらず適切なアレルギー疾患医療を受けられるようにすること。
3. 適切な情報の入手ができる体制及び生活の質の維持向上のための支援体制の整備がなされること。
4. アレルギー疾患研究を推進し、その成果等を普及・活用・発展させること。

第2章 アレルギー疾患対策基本指針

アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が基本的指針を策定

- ① アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項
- ② アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項
- ③ アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項
- ④ アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項
- ⑤ その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

第3章 基本的施策

- 第1節 アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減（14条、15条）
- 第2節 アレルギー疾患医療の均てん化の促進等（16条、17条）
- 第3節 アレルギーを有する者の生活の質の維持向上（18条）
- 第4節 研究の推進等（19条）
- 第5節 地方公共団体が行う基本的施策（20条）

アレルギー疾患対策基本法（14条）

- 生活環境が疾患に及ぼす影響に関する啓発、知識普及
- 療養、重症化予防、症状軽減に関する教育の推進
- その他、重症化予防、症状軽減に関する国民の認識を深める施策

アレルギー対策の推進に関する基本的な指針 第2（2）

- 学校教育及び社会教育におけるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減の適切な方法に関する教育の推進

アレルギー疾患対策基本法（15条）

- 大気汚染の防止
- 森林の適正な整備
- アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実
- 建築構造等の改善の推進
- その他生活環境の改善

アレルギー対策の推進に関する基本的な指針 第2（2）

- ・ 大気汚染の防止
- ・ 森林の適正な整備
- ・ 受動喫煙の防止等その他の生活環境の改善
- ・ アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実
- ・ 最新の情報に基づいた正しい知見や情報の提供

アレルギー疾患対策基本法（16条）

- 学会と連携協力し、専門的知識・技能を有する医師、薬剤師、看護師
その他医療従事者を育成

アレルギー対策の推進に関する基本的な指針 第3（2）

- アレルギー疾患医療に携わる専門的知識、技能を有する医療従事者を育成するために、関係学会や医師会等と連携した研修会を実施
- 大学等での教育におけるアレルギー分野の更なる充実
- 関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の有効活用
- ウェブサイト等を通じたアレルギー疾患医療に携わる専門的知識、技能を有する医療従事者及びアレルギー疾患医療提供機関の周知

アレルギー疾患対策基本法（17条）

- 居住地域に関わらず適切な医療を受けることができるよう、専門的医療等を行う医療機関を整備
- 医療機関等における連携協力体制の整備

アレルギー対策の推進に関する基本的な指針 第3（2）

- 居住地域に関わらず適切なアレルギー疾患医療が受けられるよう、専門的なアレルギー疾患医療提供機関の整備
- 成育医療研究センター及び国立病院機構相模原病院を中心に、アレルギー疾患医療に関する最新の正しい情報の提供、医療従事者の育成、研究を推進

基本的施策 第3節：生活の維持の向上

アレルギー疾患対策基本法（18条）

- 専門的知識・技能を有する保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、調理師等の育成
- 学校・職場等と医療機関等との連携協力体制の確保
- 学校等職員、事業主等に対する研修機会の確保
- 相談体制の整備
- アレルギー疾患を有する者についての正しい理解を深める教育
- その他生活の質の維持向上のために必要な施策

アレルギー対策の推進に関する基本的な指針 第5（1）

- ・ アレルギー疾患医療に携わる職種に対する、関係学会等と連携した研修会等の実施
- ・ アレルギー疾患医療に携わる職種を養成する学校等での教育におけるアレルギー分野の更なる充実
- ・ 関係学会等が有するアレルギー専門資格の認定制度の有効活用
- ・ 学校等の教職員への、アレルギー疾患の正しい知識の習得、訓練のための研修等の実施
- ・ 学校等と医療機関、消防機関等との協力体制の確保
- ・ 職場環境の整備等
- ・ アレルギー疾患を有する者、その家族に対する相談体制の整備
- ・ アレルギー疾患を有する者への正しい理解のための教育

アレルギー対策の推進に関する基本的な指針 第5（3）

- 災害時（特に急性期まで）における、国の役割

具体的内容

- 平時における関係学会等と連絡体制の構築、災害を想定した対応準備
- 乳アレルギーの対応したミルク等の確保、輸送、食物アレルギーに対応した食品等の集積場所の設置
- 関係学会等と連携した、ウェブサイトやパンフレット等を用いたアナフィラキシー等の重症化予防
- アレルギー疾患を有する者、家族、関係者、医療従事者向けの相談窓口の設置

アレルギー疾患対策基本法（19条）

- 疫学研究、基礎研究、臨床研究の促進
- 医薬品、医療機器、再生医療等製品の早期販売承認に資する環境整備

アレルギー対策の推進に関する基本的な指針 第4（2）

- 疫学研究の充実及びそれに基づいた良質なエビデンスの集積に向けた研究の推進
- アレルギー疾患の本態解明
- アレルギー疾患医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の治験の迅速化に向けた環境の整備

アレルギー疾患対策基本法

- 地方公共団体は、地域の実情に応じ、第14条から第18条までに規定する施策を講ずるよう努めなければならない。（20条）
- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。（5条）
- 都道府県は、アレルギー疾患対策基本指針に即するとともに、アレルギー疾患を有する者に対するアレルギー疾患医療の提供の状況、生活の質の維持向上のための支援の状況等を踏まえ、アレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができる。（13条）

アレルギー対策の推進に関する基本的な指針 第5（2）

- アレルギー疾患を統括する部署又は担当者の設置
- 地域の実情に応じた施策の立案及び実施